

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（分校を含む。）をいう。
- (2) 志願者 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れ

(県外志願者受入れの届出)

第3条 入学者選抜において県外志願者の受入れを実施できるのは、直近2年における入学定員に対する県内志願者の合格者の割合が連続して9割を満たさない学科がある学校とする。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

- 2 校長は、入学者選抜において県外志願者の受入れを実施する場合、別に定める期日まで山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。
- 3 校長は県外志願者について、地元自治体の協力を得るなどして、住居等の見通しが立ち受入れ可能であることを確認のうえ、届け出るものとする。
- 4 校長は、届出後3年が経過したのち、入学者選抜において県外志願者の受入れを継続して実施する場合、改めて届け出なければならない。

(受入れ人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人員は、原則として学校が次のように定める。

(1) 県外志願者の募集人員は、入学定員の最大 50%までとし、当該校の入学定員から県内志願者の合格数を差し引いた人数の直近 2 年の平均値の範囲内において、受入れ可能数を毎年定める。

なお、前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜の募集人員の配分についても、学校が定める。

(2) 前期（特色）選抜における募集人員は、県外志願者の受入れを実施する小規模校（全日制の課程で入学定員 40 名の学校）においては、定員の 5 %以上 70%以内で定める。

(3) 後期（一般）選抜において、志願倍率が 1 倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

第3章 補則

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。